



宮 崎 県 公 報

令和3年4月15日(木曜日) 第 197 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定(2件)……………(医療業務課) 1
- 救急診療所の認定……………(“) 1
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称
の変更……………(障がい福祉課) 1
- 産業廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧(循環社会推進課) 2
- 民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 2
- 保安林の指定予定の通知(4件)……………(“) 2
- 林業用種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 3
- 歳入の収納の事務の委託……………(山村・材振興課) 3
- 歳入の収納の事務の委託……………(水産政策課) 4
- 道路の区域の変更(4件)……………(道路保全課) 4
- 道路の供用の開始(2件)……………(“) 5
- 歳入の徴収の事務の委託……………(都市計画課) 5

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
町村の意見(2件)……………(商工政策課) 5
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請
の適当の決定……………(農村整備課) 5
- 入札公告……………6
- 落札者等の公告……………11
- 病院局公営企業告示**
- 指定代理納付者の指定……………11
- 公金の収納の事務の委託について……………11
- 公安委員会公告**
- 警備員等の検定の実施について……………11
- 労働委員会告示**
- 宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、
履歴等の公示……………12
- 選挙管理委員会告示**
- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使
用できる施設として市町村選挙管理委員会が指
定した施設の一部改正……………13

告 示

宮崎県告示第 325号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和3年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
金丸脳神経外科病院	宮崎市池内町八幡田 803番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和3年5月1日から令和6年4月30日まで

宮崎県告示第 326号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和3年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
橘病院	都城市中町15街区24号

2 救急病院の認定の有効期間

令和3年5月1日から令和6年4月30日まで

宮崎県告示第 327号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

令和3年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
上田脳神経外科	宮崎市大字本郷北方2703番地

2 救急診療所の認定の有効期間

令和3年4月28日から令和6年4月27日まで

宮崎県告示第 328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和3年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	名称		変更年月日
		変更前	変更後	
みよしくリニック	宮崎市	細見クリニック	みよしくリニック	令和3年4月1日

宮崎県告示第329号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、申請書その他関係書類を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、宮崎県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和3年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

旭化成株式会社
東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
旭化成株式会社 代表取締役社長 小堀秀毅

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
延岡市長浜町四丁目3401番、4949番

3 産業廃棄物処理施設の種類の
廃油の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の
廃油

5 申請年月日
令和3年3月16日

6 申請書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県環境森林部循環社会推進課及び宮崎県延岡保健所並びに延岡市生活環境課

(2) 期間

令和3年4月15日から令和3年5月17日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

7 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県環境森林部循環社会推進課

(2) 期間

令和3年4月15日から令和3年5月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

8 意見書の記載事項等

意見書には生活環境の保全上の見地からの意見とともに、意見書提出者の氏名及び住所並びに意見の対象となる事業の名称を日本語により記載すること。

宮崎県告示第330号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字小松2334-105、2334-108から2334-110まで、2334-189、2334-194から2334-197まで、2334-199、2334-202、2334-203、2334-205、2334-224から2334-226まで、2334-233、2334-235、2334-236

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第331号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字山川984-1から984-3まで、984-8、986-4、986-5

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第332号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字向山字猿越5918-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 333号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字千軒平3677-1

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 334号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字千軒平3703-2、3706-1、3717-1、3721-1

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 335号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、

次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和3年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1383	株式会社森茂農場 えびの市大字東長江浦1650番地3	採取	幼苗の育成	株式会社森茂農場 えびの市大字東長江浦1650番地3
1384	田村 秀喜 東臼杵郡美郷町北郷宇納間4204番地丁	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	田村 秀喜 東臼杵郡美郷町北郷宇納間4204番地丁
1385	廣島 卓 東臼杵郡美郷町北郷宇納間4043番地1	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	廣島 卓 東臼杵郡美郷町北郷宇納間4043番地1
1386	菊田 廣見 東臼杵郡美郷町北郷宇納間 823番地1	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	菊田 廣見 東臼杵郡美郷町北郷宇納間 823番地1
1387	眞田 春美 東臼杵郡美郷町北郷宇納間3123番地9	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	眞田 春美 東臼杵郡美郷町北郷宇納間3123番地9
1388	高橋 勇人 東臼杵郡門川町大字加草4145番地1	採取	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	高橋 勇人 東臼杵郡門川町大字加草4145番地1

宮崎県告示第 336号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年4月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
林業・木材産業改善資金の貸付事業に係る貸付金の元利償還金及び違約金の収納事務	宮崎県森林組合連合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合 延岡地区森林組合 耳川広域森林組合 西臼杵森林組合	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

宮崎県木材協同組合連合会 日南製材事業協同組合 都城地区製材業協同組合 西都地区製材協同組合 西都造林素材生産事業協同組合

宮崎県告示第 337号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
沿岸漁業改善資金貸付金に係る債権についての保全及び取立てに関する事務	九州信用漁業協同組合連合会宮崎統括支店	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第 338号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 4 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	268号	小林市野尻町三ヶ野山字岩瀬口32番71地先から同市同町三ヶ野山同字3213番70地先まで	旧	18.4～ 41.6	70.6
				新	18.4～ 54.0	70.6

宮崎県告示第 339号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 4 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
22	県道	東郷西 都線	児湯郡木城町大字石河内尾鈴国有林 226林班は小班から同郡同町同大字尾鈴国有林 226林班は小班まで	旧	7.8～ 24.2	51.5
				新	7.8～ 47.2	51.5

宮崎県告示第 340号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 4 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	東諸郡郡綾町大字南俣字大口5696番から同郡同町同大字同字5696番まで	旧	19.7～ 21.3	33.1
				新	42.9～ 51.7	33.1

宮崎県告示第 341号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 4 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
28	県道	日南高 岡線	日南市北郷町北河内字辰喰5957番2地先から同市同町北河内字大岩之下6016番	旧	10.6～ 22.7	150.5
				新	10.6～ 37.2	147.5

3地先まで

宮崎県告示第 342号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 4 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	268号	小林市野尻 町三ヶ野山 字岩瀬口32 13番71地先 から同市同 町三ヶ野山 同字3213番 70地先まで	令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県告示第 343号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 4 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡綾 町大字南俣 字大口5696 番から同郡 同町同大字 同字5696番 まで	令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県告示第 344号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した徴収事務	委 託 先	委 託 期 間
青島亜熱帯植物園使用料	一般財団法人みやざき公園協会	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス加納店
宮崎市清武町加納四丁目11番 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和 2 年 11 月 20 日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和 3 年 4 月 15 日から令和 3 年 5 月 17 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、都農町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル都農店
児湯郡都農町大字川北字上助代5474番 1 外12筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
令和 2 年 11 月 20 日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和 3 年 4 月 15 日から令和 3 年 5 月 17 日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用

する同法第8条第1項の規定により、一ツ瀬川土地改良区（西都市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
令和3年4月15日から令和3年5月19日まで
- 3 縦覧場所
西都市役所、高鍋町役場、新富町役場及び木城町役場

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年4月15日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 特定役務の件名 宮崎県ホームページリニューアル及び運用・保守業務
 - (2) 特定役務の特質等 宮崎県ホームページリニューアル及び運用・保守業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (3) 履行期間 この競争入札に係る契約締結の日から令和9年2月28日まで
 - (4) 履行場所 宮崎県庁舎内及び県が指定する場所
 - (5) 入札方法 (1)の特定役務について総合評価一般競争入札を実施する。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であること。
 - イ この競争入札に係る落札者決定の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。
 - オ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ

。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(2) 共同企業体の参加は可とするが、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- ア 全ての構成員が、2(1)に掲げる全ての要件を満たすこと。
- イ 代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。
- ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、この競争入札に参加していないこと。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和3年4月15日（木）から令和3年4月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室メディア戦略担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)0237
- (2) 期間 令和3年4月15日（木）から令和3年5月26日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 宮崎県ホームページリニューアル及び運用・保守に係る総合評価一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び仕様書の配布場所並びに配布期間

- (1) 場所 宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室メディア戦略担当
- (2) 期間 令和3年4月15日（木）から令和3年5月26日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 一般競争入札事前説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁附属棟 303号室 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 日時 令和3年4月27日（火）午後2時から

7 一般競争入札参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法

一般競争入札への参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出場所 宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室メディア戦略担当
- (2) 提出期限 令和3年5月14日（金）午後5時（送付にあつては、同日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

8 入札書及び企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室メディア戦略担当
- (2) 提出期限 令和3年5月26日（水）午後5時（送付にあつて

は、同日午後5時必着)

- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。)

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格のない者若しくは当該入札参加資格を満たさなくなった者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者
- (2) 入札参加申込書及び入札書等に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の入札をした者
- (4) 申込期限までに入札参加申込書により申込を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに入札書等を提出しなかった者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
- (7) 2人以上の代理人をした者
- (8) 入札書等について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な提案をした者

11 総合評価の方法に関する事項

宮崎県ホームページリニューアル及び運用・保守業務落札者決定基準は、次のとおりとする。

宮崎県ホームページリニューアル及び運用・保守業務
落札者決定基準

1. 落札候補者の決定方法

評価は、提案内容に基づく「技術評価に係る得点」及び入札価格に基づく「入札価格に対する得点」の合計点数（最大 400.0 点）により実施する。

(1) 下表により、技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札候補者とする。

区分	点数	採点基準
技術点	300.0 点	提案内容より最大 300.0 点の配点を行う
価格点	100.0 点	価格点 = $100.0 \times (1 - \text{入札価格}^{*1} \times 1.1 / \text{予定価格}^{*2})$
合計点	400.0 点	

※1 入札価格…入札参加者の提示する提案価格。「ホームページ公開前のリニューアル業務に係る提案額」と「ホームページ公開後の保守・運用業務に係る提案額」の合算額とする（消費税を含まない。）。

※2 予定価格…県の予定する落札金額決定基準により定める価格（非公開）。

(2) 最高得点となった者（以下「最高得点者」という。）が 2 者以上の場合は、以下の順により落札候補者を決定する。

- ① 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が 1 者の場合は、その者を落札候補者とする。
- ② 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が 2 者以上ある場合で、「ホームページ公開後の保守・運用業務に係る提案額」が最も低い者が 1 者のときは、その者を落札候補者とする。
- ③ 最高得点者の「技術点」、「価格点」及び「ホームページ公開後の保守・運用業務に係る提案額」が全て同じ場合は、別途、日を定め、最高得点者のくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合、当該最高得点者は、くじを辞退することはできないものとする。

2. 技術点及び価格点の算出方法等

(1) 技術点の評価方法

- ① 技術点は、300 点を満点とする。
- ② 技術点は、審査基準書の項目ごとに以下の計算を行う。
 - ・別表「採点基準表」により 5 段階評価を行い、「採点」を決定する。
 - ・審査基準書の各項目の配点を 5 で除して、「重み」を決定する。
 - ・「採点」に「重み」を乗じた点数を、当該項目の点数とする。
- ③ ②で算出した各項目の点数の合計値を技術点とする。

- ④ 審査基準書 1.3 「CMS 等機能要件」について、必須項目に対応できない項目がある場合は、落札候補者としな
- ⑤ 審査基準書の各項目の評価において、1 項目でも記述がないと判断される者は、落札候補者としな

(2) 価格点の算出方法

- ① 価格点は、100 点を満点とする。
- ② 価格点は、入札価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した値を、予定価格で除し、その値を 1 から減じて得た値に、価格点の満点である 100 点を乗じて、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。(1-(1)に示す計算式に基づき算出)
- ただし、入札参加者の入札価格が、県の予定価格を上回った場合は、落札候補者としな

別表「採点基準表」

採点	採点の意味合い
5	県が求める仕様に対して、標準より <u>非常に優れた提案</u> である。
4	県が求める仕様に対して、標準より <u>優れた提案</u> である。
3	県が求める仕様に対して、 <u>標準的な提案</u> である。
2	県が求める仕様に対して、標準より <u>やや劣る提案</u> である。
1	県が求める仕様に対して、標準的より <u>劣る提案</u> である。

- ※ 各項目の採点内容の概ねの目安は、以下のとおりである。
- ・ 要求水準を超えるような提案が具体的になされている。
 - ・ 業務の実施方法等の記述が具体的で説得性が高い。
 - ・ 県が評価要素と想定している具体的な記述が多数ある。
 - ・ 県の実情を理解し、県にとって有益な提案をしている。

宮崎県ホームページリニューアル及び運用・保守業務 審査基準書

提案要求事項(審査基準)					配点	
大項目	中項目	小項目	内容	仕様書項番		
1	リニューアル要件、作業内容に関する事項					
	1.1	リニューアル要件	仕様書「3 リニューアル要件」に示す内容ごとに、取組方針を記載すること。 3-1 情報分類、サイト構造設計方針 3-2 スマートフォン対応方針 3-3 ウェブアクセシビリティ要件	3	20	
	1.2	サーバ等機器構成	仕様書「4 サーバ等機器構成」をふまえ、要件への対応方針を具体的に記載すること。 また、宮崎県に求める対応がある場合は、具体的に記載すること。	4	20	
	1.3	CMS等機能要件	提案するCMSの機能について、別紙「CMS機能要件書兼回答票」に対応可否を記載し提示すること。 ※必須要件に対応できない項目がある場合は、落札者とししない。	5	60	
	1.4	デザイン案の作成	閲覧資料の「サイト構造設計案」に基づき、宮崎県ホームページのトップページデザイン案を提示し、特徴及び重視する点を解説すること。 デザイン案はレスポンシブウェブデザインでの実装を念頭に作成すること。 以下の2点を提示すること。 ・トップページ(パソコン表示) ・トップページ(スマートフォン表示)	6-3	20	
	1.5	コンテンツ移行及び改善	1-5-1	移行及び改善作業の実施方法及び手順を記載すること。 アクセシビリティ要件への対応に関し、受注者の具体的な実施内容・実施方法を記載すること。 宮崎県に依頼する事項がある場合は記載すること。	6-7	30
1-5-2			コンテンツ移行改善作業結果に関する受注者による検証方法を記載すること。	6-7	30	
	1.6	運用及び保守等	・初期運用支援の具体的な実施方法、実施体制等を記載すること。 ・障害発生時の対応の具体的な実施方法、実施体制等を記載すること。 ・定期保守の具体的な実施方法、実施体制等を記載すること。	6-11 7	40	
	1.7	その他	仕様書に示した内容以外の提案を記載すること。(宮崎県の業務負担軽減策や追加提案等)	全体	30	
2	スケジュール					
	2.1	スケジュール	・仕様書に記載されている実施内容の概要スケジュール ・実施内容について作業項目を細分化して示した詳細スケジュール(宮崎県に実施を求める作業を含む) ・工程遅延の許されない大きな節目(マイルストーン)	全体	20	
3	実施体制、業務従業者の経験・能力					
	3.1	実施体制	本業務における実施体制図を提示すること。 プロジェクトマネージャー、業務の種類ごとに実施リーダー及び作業担当者(人数を明示する)を記載すること。 (補充人員を予定する場合は記載する) コンテンツ移行改善作業における実施体制、連絡窓口、役割分担及び移行作業に携わるスタッフの人数を記載すること。(補充人員を予定する場合は記載する)	全体	30	
	3.2	業務従業者の経験・能力	プロジェクトリーダーを含む各業務従事者の一覧表 ※一覧表には以下の項目を含めること。 -担当者名 -所属 -本業務における役割 -類似業務の経験年数 -類似業務の対象団体名	全体		
4	提案額					
	4.1	価格	・入札説明書に記載されている予算上限額に収まる額を提案していること。	全体	100	
合計					400	

12 落札者の決定の方法

有効な入札書等を提出した者であって、宮崎県財務規則第 122 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したものの中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札を行い、落札者を決定する。

審査に当たっては、入札参加資格審査で選定された者を対象として企画提案説明を実施し、宮崎県ホームページリニューアル及び運用・保守業務落札者決定基準により算出した技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札候補者（最高得点となった者が 2 者以上の場合は、宮崎県ホームページリニューアル及び運用・保守業務落札者決定基準の定めるところによる。）とし、学識経験者の意見聴取を経て、落札者を決定する。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室メディア戦略担当

14 一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

(1) 本委託業務の入札参加に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

(2) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱 (平成 26 年 6 月 23 日会計管理局会計課定め) に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required:
Development, operation and maintenance of the Miyazaki Prefectural Government official website

(2) Deadline for Submission of Tenders:
17:00, May 26th, 2021

(3) Name and Contact Details of the Department in Charge:
Public Relations Strategy Office, Secretarial and Public Relations Division, General Policy Planning Department, Miyazaki Prefectural Government
2-10-1, Tachibana-dori Higashi, Miyazaki-shi, Miyazaki Prefecture, Japan 880-8501
Tel: 0985-26-0237

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 落札に係る物品等の名称及び数量

宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷 (単価契約) 令和 3 年度発行予定部数 2,070,000 部 (毎号約 345,000 部×年 6 回)

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

3 落札者を決定した日

令和 3 年 4 月 5 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社宮崎南印刷 宮崎市大字田吉字赤江 350 番 1

5 落札金額

24,200 円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和 3 年 2 月 25 日

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第 1 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 231 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県病院局長 桑山 秀彦

1 指定代理納付者の指定を受けた者

三菱 UFJ ニコス株式会社 東京都文京区本郷 3 丁目 33 番 5 号
宮銀カード株式会社 宮崎市橋通東 1 丁目 7 番 4 号 第一宮銀ビル 7 階

2 指定代理納付者による代理納付を認めた債権

県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例 (昭和 41 年条例第 44 号) 第 6 条に規定する料金等

3 指定代理納付者による代理納付が行える期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

病院局公営企業告示第 2 号

地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号) 第 33 条の 2 の規定により、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の公金の収納の事務を次のとおり委託した。

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県病院局長 桑山 秀彦

委 託 先	委 託 期 間
弁護士法人 館野法律事務所	令和 3 年 4 月 1 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 4 号

警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号) 第 23 条に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県公安委員会委員長 江藤 利彦

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	1 級	令和 3 年 7 月 27 日 (火) 午前 9 時から午後 5 時ころまで

※ 当日の受付は、午前 8 時 30 分から午前 9 時までの間に済ませること。

2 実施場所
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
鹿児島県警察本部

3 定員
15人 (鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

4 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 8 条第 1 号に該当する者

(2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続

(1) 受付期間
令和 3 年 5 月 10 日 (月) から同年 5 月 21 日 (金) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先
受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署 (郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 雑踏警備 2 級検定合格証明書の写し及び雑踏警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面 (検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。)

カ 1 級検定受検資格認定書 (検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料
検定申請書を提出する際、13,000 円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。
また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏警備業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検時に際しては、筆記用具等を持参すること。
なお、雨天時は雨合羽も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係 (代表電話 0985-31-0110) に行うこと。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第 1 号

労働関係調整法施行令 (昭和 21 年勅令第 478 号) 第 4 条及び労働委員会規則 (昭和 24 年中央労働委員会規則第 1 号) 第 68 条第 1 項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 15 日

宮崎県労働委員会会長 山崎 真一朗

あっせん員候補者名簿

(五十音順)

(令和 3 年 4 月 5 日現在)

氏名	現職 (又は前職)	委嘱日
有村 文雄	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	令和. 8. 21
大森 一仁	労働委員会使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長	令和. 8. 21
金丸 憲史	労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	令和. 8. 21
河野 洋一	労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事	令和. 8. 21
工藤 久昭	労働委員会使用者委員 宮崎経済同友会 顧問	令和. 8. 21
久保 昌広	労働委員会事務局長	令 3. 4. 5
兒玉 洋一	商工観光労働部 雇用労働政策課長	令 2. 4. 6
後藤 厚一	労働委員会公益委員	令和. 8. 21

	(宮崎県総合博物館長)		
芝 三千代	労働委員会使用者委員 社会福祉法人まりあ 副理事長	令元. 8. 21	八重尾 龍 労働委員会公益委員 弁護士
高野 浩 幸	労働委員会事務局調整審査課課長補佐	令3. 4. 5	山口 弥 生 労働委員会公益委員 弁護士
多田 昌 志	労働委員会事務局調整審査課長	令3. 4. 5	山崎 真一朗 労働委員会公益委員 弁護士
中川 育 江	労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長	令元. 8. 21	横山 節 夫 労働委員会労働者委員 (日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長)
見戸 康 人	労働委員会使用者委員 株式会社テレビ宮崎 常勤監査役	令元. 8. 21	吉岡 英 明 労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合宮崎県本部 執行委員長

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第14号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (平成31年2月18日現在)			市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 (令和3年4月15日現在)		
施設の名称	施設の所在地	収容 見込 人数	施設の名称	施設の所在地	収容 見込 人数
[略]			[略]		
都城運動公園体育館	都城市妻ヶ丘町42街区1号	2000	都城市横市地区体育館	[略]	
[略]			[略]		
都城市勤労青少年体育センター	[略]		都城市姫城地区体育館	[略]	
[略]			[略]		
都城市高崎総合体育館武道場	[略]		都城市高崎総合公園 総合体育館武道場	[略]	
[略]			[略]		
延岡市南浦地区基幹 集落センター	[略]		延岡市南浦地区基幹 集落センター	[略]	
[略]			延岡市恒富地区高齢 者コミュニティセン ター	延岡市愛宕町1丁目1番地1	50
[略]			[略]		
小林市西の原農村集 会所	小林市北西方3157番地の9	[略]	小林市西ノ原農村集 会所	小林市北西方3157番地9	[略]
[略]			[略]		
小林市駅前東集会所	小林市細野1978番地の9	[略]	小林市駅前東集会所	小林市細野1978番地9	[略]
[略]			[略]		
小林市東方森林体育 館	小林市東方4738番地の1	[略]	小林市東方地区体育 館	小林市東方4738番地1	[略]
[略]			[略]		

紙屋地区公民館	小林市野尻町紙屋1769番地8	[略]	紙屋地区公民館	小林市野尻町紙屋1766番地1	[略]
紙屋老人福祉館	小林市野尻町紙屋1992番地	[略]	紙屋老人福祉館	小林市野尻町紙屋1994番地1	[略]
[略]			[略]		
三ヶ野山体育館	[略]	1500	三ヶ野山地区体育館	[略]	1000
[略]			[略]		
黎明館	[略]		黎明館	[略]	
日之影町福祉館	日之影町大字七折9079番地	250	[略]		
[略]			[略]		
日之影町体育館	[略]	1500	日之影町体育館	[略]	800
[略]			[略]		